

(職員番号)

(氏名)

1	2	4					
---	---	---	--	--	--	--	--

扶養手当チェック票

該当する項目にチェックを入れて返送してください。(時点は、令和6年4月1日現在です。)

1 ^{※1} あなたが扶養している親族について ^{※2}

扶養している親族はいない。→ 扶養手当対象外です。チェックは終了です。

扶養している親族がいる。

夫または妻がいる。→ 2にもチェックをお願いします。

子、孫がいる。→ 3にもチェックをお願いします。

父母、祖父母がいる。→ 4にもチェックをお願いします。

弟・妹がいる。→ 5にもチェックをお願いします。

心身に著しい障害がある → 6にもチェックをお願いします。

※1 扶養：ここでいう扶養とは、あなたの収入で生計を維持し、原則同居、同一生計(住民票上同一世帯)である場合が該当します。

※2 親族：ここでいう親族とは、配偶者並びに血族(法定血族を含む。)である子、孫、父母、祖父母、弟妹及び心身に著しい障害のある人が該当します。

※3 収入：ここでいう収入には、給与収入(交通費を含む)、事業収入、不動産収入、株配当収入、個人年金、公的年金等のほか、雇用保険失業給付、育児休業給付金、遺族年金、障害年金等の非課税の収入も該当します。給与収入等の場合は、収入限度額(140万円)を12か月で除した月額限度額(116,666円)を基準として判定します。

2 あなたの夫または妻について (未届でも事実上の婚姻関係にある者を含みます。)

令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円以上となる見込みである。→ 扶養手当対象外です。

令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円未満となる見込みである。

同居している。(住民票上同一世帯) → 扶養手当の申請ができます。扶養手当を申請する場合は、提出書類一覧にある必要書類を御提出ください。

別居している。→ 別途御相談させていただきますので、御連絡ください。

3 あなたの子、孫について

他の人に扶養されている → 扶養手当対象外です。

配偶者の子だが養子縁組していない。→ 扶養手当対象外です。

実子及び養子の実子または養子以外の孫。→ 扶養手当対象外です。

満22歳到達以後最初の3月31日までにある子(孫)ではない。→ 扶養手当対象外です。

令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円以上となる見込みである。→ 扶養手当対象外です。

他の人に扶養されていない実子または養子である。

(実子は嫡出・非嫡出を問わない)

満22歳到達以後最初の3月31日までにある子(孫)である。

令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円未満となる見込みである。



同居している。(住民票上同一世帯) → 扶養手当の申請ができます。扶養手当を申請する場合は、提出書類一覧にある必要書類を御提出ください。

別居している。→ 別途御相談させていただきますので、御連絡ください。

4 あなたの父母、祖父母について

- 他の人に扶養されている → 扶養手当対象外です。
- 配偶者の父母だが養子縁組していない。 → 扶養手当対象外です。
- 満60歳に到達していない。 → 扶養手当対象外です。
- 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円以上となる見込みである。 → 扶養手当対象外です。
- 父母の収入※3の合算額が280万円以上となる見込みである。 → 扶養手当対象外です。
- 他の人に扶養されていない実父母(祖父母)または養子縁組している養父母(養祖父母)である。
 - 満60歳以上である。
 - 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円未満かつ父母の収入合算額が280万円未満となる見込みである。
 - 同居している。(住民票上同一世帯) → 扶養手当の申請ができます。扶養手当を申請する場合は、提出書類一覧にある必要書類を御提出ください。
 - 別居している。 → **別途御相談させていただきますので、御連絡ください。**

5 あなたの弟妹について

- 父母など他の人に扶養されている → 扶養手当対象外です。
- 満22歳到達以後最初の3月31日までにある弟妹ではない。 → 扶養手当対象外です。
- 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円以上となる見込みである。 → 扶養手当対象外です。
- 他の人に扶養されていない血族である。(配偶者の弟妹は含まない) R6.4.1 22歳 R7.4.1
 - 満22歳到達以後最初の3月31日までにある弟妹である。
 - 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円未満となる見込みである。

→ **別途御相談させていただきますので、御連絡ください。**

6 心身に著しい障害がある方について (親族でなくてもかまいません。)

- 他の人に扶養されている → 扶養手当対象外です。
- 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円以上となる見込みである。 → 扶養手当対象外です。
- 令和6年4月から令和7年3月までの収入※3が140万円未満となる見込みである。

→ **別途御相談させていただきますので、御連絡ください。**